

【史料紹介】

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留（十六）

日本史学専攻近世近現代史ゼミ

前号に引き続き本史料を翻刻紹介する。

陣屋関係では、前号卯十一番で問題になっていた、山本甚兵衛が江戸へ帰府するに必要な田原藩手判発行を地元田原か江戸田原藩屋敷かどちらで対応するかについては、結局田原で発行された。そのほか江戸帰府の経費、道中手形発行のための妻娘孫等の容姿書付などについてもやりとりがなされている。関所通行では「入鉄砲と出女」といわれるように、江戸から出る女性の取り締まりが厳しいといわれているが、江戸へ入る女性についてもそれなりに取調べが行われていることがわかる。なお山本の陣屋役人としての給料の精算も行われているが、同じく藤井順二の加増についても、支払方法をどうするか検討されている。

藩と所領村との関係では四年前の天保十一年（一八四〇）、藩命により村々が裁許絵図・裁許状を藩に提出したが、いまだ返却されていないので対応を打診したことについて（卯九番）、ようやくこのほど幕府寺社奉行から返却されたので、江戸奉公人が三河へ帰る際の幸便と一緒に返却すると答えている。また所領内の荒地開発調査を実施することについても検討されており、九月から調査に入るが、そのほかにも先年の調査後に荒地が林になった林畑や新たな手余地もあるので、それについては来年になってから調査するという。

そのほか陣屋奉公人や村役人の交代についての検討、秋の定例普請についての経費精算、浅見与兵衛からの借入金への対応、藩御林の材木売却金額の見積もり、幕府触の通達などがある。幕府触のうち、家屋調べ（卯六番）や京都嵯峨の法輪寺御免勸化については江戸屋敷とその対応についてやりとりがなされており、家屋調べでは付近の他領の様子を調べ、また対応で分らないことがあれば、後で陣屋から江戸屋敷へ問い合わせることもあるとしている。御免勸化では村の重い負担になるが、やはりこれまで通り取り集めると陣屋は江戸屋敷へ報告している。また退職する陣屋奉公人には毎年二俵の扶助米が生涯下されることになっている。現在の年金に相当する対応が行われている。本史料は、及部晴菜・角井宏基・加藤藩・河合奈桜・田中優衣・長野恵里加・吉田有花が史料翻刻と説明文執筆のための資料調査・草稿作成を行い、史料翻刻および説明文草稿のとりまとめとその最終執筆を神谷智が行った。

卯拾弍番

去八日同廿一日付御用状追々相達致拜見候。

殿様益御機嫌能被成御座、恐悦御同意奉存候。當御領中御陣屋向共都而相替義無御座候。

一従是差立候七番八番九番御用状相達し被成御披見候由。貴報被仰聞候趣致承知、事済候義ハ再貴報致文略候。

一右使得貴意候趣、御年寄衆江被仰仲候義（志）ハ、夫々被仰仲被下候由。

一山本甚兵衛轉役御地へ引越被 仰付候二付、道中御手當其外御役料渡方之義、別紙御取調書壹通被遣之、且同人妻幾歳娘何才、額并頭面部之内疵之有無并孫兩人共委細二書取、次便三可得貴意旨被仰聞致承知候。

一同人は迄御役扶持正米之義ハ、轉役前二相渡候分ハ不及上納、銀扶持之義ハ毎月二日渡之義二付、轉役後三相成候二付、

不被下方ニ有之候間、左様取計可申旨致承知候。

一 藤井順次七両高被成下候ニ付、渡方之義金壹両御加増之簾子同様相心得可申。左之通。

一金式分 被 仰付候節相渡

一金式分 暮後

来ル正月子月割ニ組入可申様被仰聞致承知候。

一 安形源藏病氣、殊ニ及老衰候ニ付、御暇願同人養子定八郎被召抱候様致度義ニ付而之伺書、御年寄衆子御附札を以御渡被成候ニ付、今便被差遣之候間、着候ハ、例之通取計可申旨被仰聞致承知候。

一 當御領分村々家作之義ニ付、取調書差進候所、夫々御附札被成、御返却被成候間、宜取計可申旨致承知候。

一 當御領分村々家作

一 從

公儀嵯峨法輪寺堂舎大破付勸化御觸書写壹冊、御年寄衆子被成御渡候間、今便被遣之候ニ付、宜取計可申旨致承知候。

一 御借入金式百両差下候ニ付、右差出證文并淺見与兵衛子右金御借入證文とも式通被成御落手候由。右金無滯着相納

候ニ付、右差出證文・御借入證文共、御年寄衆御證印濟被遣之致落手候。

一 賀茂村大川通春定式御普請出来ニ付、御入用御勘定組伺書壹通、御年寄衆御證印濟ニ付被遣之致落手候。

一 去ル子年中 公邊御裁許御裏書繪圖并御裁許狀其外右一件書類、當御領分村々差出候ニ付、差下候分今以御用濟

ニ不相成申候哉之趣御問合申候処、右者漸此程寺社御奉行様子相下り御請取被成候間、無程御奉公人帰便之節御返却可相成旨被仰聞致承知候。

右_者御地拾壹番拾貳番御用状貴報御座候。御入記之通致落手候。

一前条山本甚兵衛轉役御地へ引越被_レ仰付候_ニ付、別紙御取調書之通、道中御手當其外御役料相渡候。且同人妻娘孫等之年齡髮形等、去月三日付當方九番御用状_ニ而委細得貴意候間致文略候。

一前条安形源藏病氣殊老衰_ニ付御暇願_并同人養子定八郎義新規御抱入等之義、御同濟之趣被仰聞候_ニ付、則安形源藏首尾好永々御暇被成下、尤年来_{五十}実_{付也}躰_ニ相勸候_ニ付、捨別之御沙汰を以、生涯為御扶助毎年御米貳俵つ、被下之、定八郎義山方下役地方見習_ニ被_レ召出、御宛行並之通被成下候段、御下知之趣を以夫々申渡候_ニ、冥加至極難有仕合奉存候旨、兩人共別段拙者共迄御礼申出候義_ニ御座候。此段御承知可被下候。

一前条村々家作之儀取調書差進候_ニ、御披見之上御附札被成御返却委細致拜見候。右_者御近領之振合承り合、尚又_{〇取計方}不分明義_者追々御伺可申候。

一前条法輪寺御免勸化之儀_ニ付、御觸書之趣拜見委細致承知候。早速御領中村々寺社等へ右御觸書之通写取為致拜見、追_而勸化取集錢之多少可及沙汰旨申達置候得共、右_者勸化之次第、御手重之様子_ニ候得共、矢張是迄之通當御領中惣躰_ニて金三百疋、賀茂村神主社家_ニて鳥目貳百銅、富賀寺慈光寺_廣_ニて鳥目貳百銅位取集候_而宜御座候哉、此段貴報被仰越可被下候。

一御領分村々荒地年季起返場所、當九月_分追々見分取調申候_ニ付、追_而御取箇帳を以可申上候。且又右之外是迄荒地_ニ相成居候分、先年改後或ハ悪地引_ニ相成居候分も木立_ニ相成、林畑起返等_ニ可申付候分も出来、其外少々つ、ハ新規手餘荒等相成候分も有之、彼是入組候分も有之哉_ニ相聞へ申候間、来辰年_分追々見分取調可申_与奉存候_ニ付、村々江右之段為心得致内達候。右_者思召も無御座候ハ、弥来辰年_分取懸り可申_与奉存候。此段兼_而御伺申候。貴報被仰

聞可被下候。

右之通段為可得貴意、如斯御座候。以上。

九月十一日 高橋忠右衛門

橋本亦兵衛

石川清兵衛殿

〔願人安形榮治郎御先代瀬平祖々父源藏并祖父■八郎へ被申付之件〕
〔付札〕

卯拾三番

去十八日付拾三番御用状、同廿五日到來致拜見候。先以殿様益御機嫌能被成御座、恐悅御同意奉存候。當御陣屋

向都而相替儀無御座候。

一從是差立候拾番拾壹番拾貳番御用状追々相届被成御披見候由。貴報被仰聞候趣致承知、事濟候義者再貴報文略致し候。

一右使得貴意候趣、御年寄衆可被仰伸候義者夫々被仰伸被下候由。

一琉球人国役金拾両壹分貳朱錢七百貳文差下し、右差出目六・差出證文共致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知被下候由。右者無滞着相納候付、證文御調印之上、御年寄衆御受取之御證印御取被遣之致落手候。

一御蘭村庄屋次左衛門義疋疋・庄屋役相勤兼候ニ付、役義 御免願出候義、同人御免之上者同村百姓次郎十与申もの実貞之者ニ付、跡役被 仰付度義ニ付得貴意候趣御承知被下、則御年寄衆被仰伸候所御聞濟ニ付、得貴意候通取計

可申旨被仰聞致承知候

一 江村庄屋平右衛門七月廿七日致病死候段届出候義、同人跡組頭松藏へ庄屋役被 仰付可然義、且松藏跡役ハ同村百姓吉之丞与申もの、実貞成ものニ御座候間、組頭被 仰付可然義等、得貴意候趣御承知被下、松藏へ庄屋役被仰付候儀、御年寄衆へ被仰伸御聞濟、吉之丞へ組頭役被 仰付候儀、御自分様御承知ニ付、夫々取計可申渡旨被仰聞致承知候。

一 山本甚兵引越ニ付御手判一条ニ付忠右衛門出役、田原様御用人牧十郎兵衛与申仁へ面会對談通之趣、委細得貴意候趣意御承知被下、返却證文御其外共御落手被成候由。田原様御參府之處御留守居衆へ御問合之處、松平伊豆守様御病氣ニ付未出立無之候間、三宅様御參府も御取定無之候得共、多分當月初旬御出立ニ可相成旨ニ付、左様承知可致旨。右ニ付左之通り御書物類御用人衆今御受取被遣之候。

一 御證文御本紙 壹通

一 御添削下書 壹通

一 御印紙 三枚

一 御状 壹通

一 御年寄衆添證文 壹通

一 同断差立候下書 壹通

一 同断御印紙 貳枚

右之通被遣之候間、着早々取計候ハ、問ニ合可申候間、右之含ニ而取計可申旨被仰聞致承知候。

一 従

公儀御觸書写左之通り。

一 町人男女衣服之儀ニ付^而之御觸書写⁽²⁾

壹冊

一 都^而百姓町人之悴盲人ニ候ハ、檢校之弟子ニ成、夫々渡世修行致し候ニ付^而之御觸書写⁽³⁾

一冊

一 遠芻周智郡山住村熊野権現諸堂大破ニ付、三ヶ年之間御免勸化之儀ニ付御觸書写⁽⁴⁾

一冊

一 三冊御年寄衆被成御渡候ニ付被遣之候間、落手例之通り取計可申旨被仰聞承知致し候。

一 御追啓被仰聞候御證文類共其外共不用之分返却可致旨被仰聞致承知候。

一 右^者去月十八日拾三番御用状貴報ニ御座候。御入記之通り受取申候⁽⁵⁾。

一 前条御蘭村庄屋次左衛門役義御免^并百姓次郎十へ跡役被 仰付方之儀、御聞濟之趣被仰聞候間、則呼出し御下知之

趣を以夫々申渡し候所、難有仕合奉存候旨申之、別段為御礼次郎十義御役所へ罷出申候。

一 江村庄屋平右衛門病死跡組頭松藏へ庄屋役被 仰付方之儀^并百姓吉之丞へ組頭役被。仰付方共御聞濟之趣被仰聞候

間、則呼出し御下知之趣を以申渡し候所、何れも難有仕合奉存候旨申之、別段為御礼罷出申候。

一 前条山本甚兵衛引越しニ付御手判願 一条ニ付、委細被仰聞候趣致承知、且被遣候御書物類致落手、則田原表へ去月

廿六日橋本亦兵衛罷越し取繕御口上申伸、御直書御證文^并御年寄衆添證文共、先般御用人市川茂右衛門^与申仁へ

相渡し候所、則 御閑所手形無滞御渡しニ相成、^并御返礼^志通是又被相渡、御口上御答之義^者取繕宜申上^候呉^候様^事ニとの

御座候。尤先達^而御添削^御之下書^并御年寄衆添證文^之下書共、右御本紙へ相添差出し候所、先方へ引上ケ^ニ相成申候

義^ニ御座候。

一右之通御手判相済候ニ付、山本甚兵衛義支度も相整候間、家内一同明四日當表出立致し度旨申之候間、則御手判同人へ相渡申候。弥■■然ル上ハ道中日積之通り無滞■■無御座候ハ、来ル十日御表着可致。此段御承知可被下候。将又田原様之御返礼尅通御印紙三枚、御年寄衆御印紙式枚共、一同ニ山本甚兵衛へ相渡し申候間、同人着候ハ、差出し申候。御落手宜しく御取計可被下候。

〔^{頭註}将亦通行相済候ハ、其趣江戸ニ御届候共、田原表へ届候共可致旨市川茂右衛門申聞候間、甚兵衛^{御地}着候ハ、御地ニ田原様御上屋敷へ御届可被下候〕

一前条御觸書類都合三冊致落手、則例年之通り取計、御領中へ相觸申候。

一賀茂村大川通秋定式御普請之儀願出、見分吟味之上、別紙大積伺書取調尅冊致進達候間、御落手宜しく御取計可被下候。

一兼々得貴意候當表御林木御拂一条、先達而求見分之上、凡金高見積、中宇利字大瀧沢与申御林之内■■木立不宜方凡半分、■■同村字三ツ川与申御林ニ式ヶ所、メ三ヶ所ニ凡式百両位者可有御座与見積、其筋へ夫々直段積方申達し候所、百五六拾両之積方多、段々糶上ヶ増等申付、精々百八拾両迄買請候間、評儀之上、右御拂之積り取極、受書等申付候、今便然處何分兼而浅見与兵衛へ御返金式百両引足り不申候間、尚又黒田村御林之内瀧ノ入与申小山ヶ所、是又夫々直段積申達し、せり上ヶ増等申付、式拾三両式分ニ御拂之積り取極、受書申付候。依而都合金式百三両式分ニ御拂高ニ相成申候。此段御承知可被下候。右請證書類都合三通為御一覽今便致進達候。御落手宜御取計可被下候。且又金納之儀者九月限半金相納、残半金者来月十一月廿日限相納候積ニ御座候。此段御承知可被下候。

一右之通^ニ御座候間、九月納分百^壹兩三分受取申候間、与兵衛御かり入金^貳百^兩之口へ振向ケ、取金半方百^兩ニ利足相添、御返^濟ニ取計申候。残百^兩ハ十一月^ニ至御拂山代金受取次第、尚又御返^濟ニ取計可申候。左様御承知可被^下候。將亦右返^金員數^ハ證文へ書入相渡^シ候間、皆金御返^濟之上證文引上ケ、為御消印差下^シ可申候。左様御承知可被^下候。

一右御返^金之儀九月限御返^濟取計候心組之所、御山御拂代金九月廿九日遅ク相納候^ニ付、無據當月へ越^シ御返^濟取計候間、八月調達^ニ付、八九閏九月^与三ヶ月分利足、年^壹わり^貳分之勘定を以、^壹ヶ月分百^兩ニ付^壹兩ツ、三月分三兩相渡^シ候所、當月分之儀月越^リ日間も無御座候間、^壹ヶ月分ハ頂戴^ニ不及旨^ニ而返^納致^シ候間、^貳ヶ月分利足^貳兩相渡^申候。左様御承知可被^下候。

(未完)

註

- (1) 石井良助・服部弘司編『幕末御触書集成第二卷』(岩波書店、一九九二年)、史料番号一五五一。
- (2) 『同 第四卷』(岩波書店、一九九三年)、史料番号四〇四二。
- (3) 『同 第三卷』(岩波書店、一九九三年)、史料番号三二五三。
- (4) 註(1)に同じ、史料番号一五五二。